

令和7年11月10日 第2254回例会

RI第2730地区

宮崎南ロータリークラブ

週報

UNITE
FOR
GOOD

よいことのために
手を取りあおう

2025-26年度RI会長
フランチェスコ・アレツォ

リスタート! 新たな希望への挑戦

11月の月間 ロータリー財団月間

本日の例会プログラム 第2255回例会令和7年11月17日

- ・会員卓話 長澤好太郎会員
- ・会員卓話 井上竜司会員

出席委員会報告

平賀義浩委員長

●出席状況

本日状況

会員数	(56)57名
本日出席者数	31名
本日欠席者数	26名
出席率	55.36%

前々回修正出席状況

メークアップ数	1名
修正出席率	67.27%
メークアップされた方(敬称略)	
安川 潔	

会長挨拶

田口幸登会長



皆さん、こんにちは。11月に入りました。暦の上では先週の7日金曜日が立冬でした。立冬から立春(2月4日)までが「冬」となります。私もようやく衣替えを始めたところで、まだまだ冬支度とはいきませんね? 今月中にはストーブの点検をする予定ではありますが…全国的に熊の被害が多くて冬眠しない熊の対策に国がようやく乗り出したのが現状です。

昨日はフェニックスカントリークラブでゴルフをしまして、ダンロップトーナメント直前とも重なりグリーンもとても速くて、スコアメイクが大変でした。

流石にトーナメントコースだなあ…しかも今年からは10番ホールのスタート位置を下げ4番ホールはパー5をパー4に変更(距離512ヤード)トータル7.117ヤードパー70に変更だそうです。長すぎる～ですね! 実は今、今後のトーナメントの開催に影響が出ているのが松くい虫被害の拡大です。宮崎県内では1995年以降30年ぶりの被害規模になるとの事です。カミキリムシ(マツノマダラカミキリ)の羽化前に薬剤散布を行っているものの、予算と労力には限界があるとの事です。絶対に守るエリアを選択し、その地域に集中して、伐採駆除・薬剤散布をして頂き一葉海岸を守っていただきたいと思います。

先ずはにっこり! 今日も笑顔で!!

幹事報告

日高安隆幹事



- ・財団室ニュース11月号
財団室ニュース11月号が届いております。

世界中の貧困・教育環境不足・健康状態などで困る人々を救済しようと国際ロータリーで設立された基金・財団です。

現状の支援状況などが分かるニュースペーパーでございます。興味のある方は事務局までお越しください。

- ・バギオだより第111号

バギオだより第111号が届いております。フィリピンはバギオ地区にて日系人の子孫で貧困家庭に対する奨学資金援助を目的に始まった育英活動です。

興味のある方は事務局までお問合せ願います。

- ・エコキャップ推進協会

エコキャップ推進協会より受領書が届いております。

今回受領6,450個、累計365,500個となりました。皆様のご協力ご厚意、誠にありがとうございます。

- ・ロータリー為替レート

2025年/11月……1ドル/154円

ビジター紹介

高宮眞樹会員 (宮崎西RC)

●結婚月

岡崎勝信会員、中原捷博会員、山地久守会員
井野元孝洋会員、吹毛井 瞳会員、岩切之弥会員



●誕生月

大迫三郎会員、丸山一郎会員、戸高勝利会員
長澤好太郎会員、岩切之弥会員



会員卓話

田中 寛会員



最近の法改正とインターネット社と 弁護士の仕事について

最近、重要な各種法律の制定や改正が次々になされ、また令和2年以降、民法に関する重要な法改正がなされて既に施行されており、日常生活にも大きく影響してきています。また、裁判手続きにつきましても、インターネットを使った裁判手続きが民事、家事等の各分野で急速に実施が進められてきており、弁護士の仕事のあり方も、上記実情に応じた勉強と対応が必要ですので、日々研鑽を積みながら対応しています。また、上記法改正や制度の改正は、国民生活にも大きな影響がありますので、是非実情のポイントを知っていただきたいと思います。

そこで、上記に関する実情のポイントをご説明致します。

1、民法改正についての重要なポイント

(1) 成人年齢と婚姻適齢に関する改正

成人年齢が、これまでの20歳から18歳に改正され（民法第4条）、令和

4年4月1日から施行されています。

(2) 婚姻適齢の改正

婚姻適齢が、これまで男18歳、女16歳でしたが、今回の民法改正（民法第731条）により、男女共18歳となり、成人年齢と同様令和4年4月1日から施行されています。

(3) 民法（債権法）改正について

債権法の一部改正法が、令和2年4月1日から施行されています。主なものは、次の通りです。

① 保証人の保護に関する改正

ア、極度額の定めのない個人の根保証契約は無効になります（民法465条の2）。

イ、公証人による保証意思確認の手続が新設されます（民法465条の6）。

個人の事業用融資に関する保証については、公証人による保証意思確認手続き（公正証書を作成）を経ないでした保証契約は、原則として無効になります。

② 法定利率に関する改正（民法404条）

民法の法定利率は、これまでは年5%でしたが、令和2年4月1日から年3%に引き下げられました。従って、現在の民事法定利率は、年3%です。

③ 消滅時効に関する改正（166条）

これまで、民法の債権の消滅時効期間は原則10年とされており、例外的に、職業別に短期の消滅時効期間（弁護士報酬2年、医師の診療報酬3年、飲食代金1年、商取引債権5年など）を設けていましたが、改正後の消滅時効期間は、原則として商取引債権を含め一律5年となります。

(4) 民法（相続法）改正について

① 自筆証書遺言の方式の緩和について

（民法968条）

遺言書の方式は、大きく分けて自筆証書遺言と公正証書遺言があります。自筆証書遺言は、これまで全文を自書する必要がありましたが、要件が緩和され、不動産や預金等の財産目録は、パソコンで目録を作って添付してもよいことになり、平成31（令和元）年1月13日から施行されています。

② 配偶者居住権の新設

(民法1028条、1030条)

被相続人の配偶者は、被相続人が死亡時にその所有建物に居住していた時は、建物を無償で、終身使用する権利を取得することになり、令和2年7月13日から施行されています。

2、民事裁判等のIT化について

- (1) 民事裁判手続においては、原告と被告双方の弁護士が代理人になって行う裁判手続につきましては、既に裁判手続をパソコンを使ってWEB会議で実施しており、裁判所と原告、被告の双方代理人が、それぞれのパソコンの画面を見ながら会話をする形で、裁判手続を実施しています。
- (2) また、裁判所へ提出する答弁書（訴状に対する被告の回答書面）や、原告と被告それぞれの主張を記載した準備書面等の書面を、インターネットを使って提出できるようになり、提出された各書面は、裁判所の責任で管理・保存されています。近い将来、インターネットを使った訴状提出の制度が実施される予定です。
- (3) 上記のとおり、民事裁判手続のIT化は既の実施されており、今後は、家事裁判手続のIT化が実施され、さらに刑事手続のIT化が近い将来実施される予定です。

- (4) 最近の重要な法改正は、上記以外にもまだまだたくさんあり、また、各裁判手続のIT化は次々と実施されていますので、弁護士としましては、仕事のあり方として、目まぐるしく変化する法改正を含む社会の実情に応じた勉強。

・研鑽を積んだうえ、日々実務における対応のために取り組んでいます。

また、今後卓話の機会をいただきましたら、これから実施予定の家事裁判手続のIT化や、刑事手続のIT化につきましても、皆様にご説明したいと思います。

ニコニコBOX

安川 潔会員

11月1日付で株式会社安川武八商店代表取締役役に就任いたしました。今後共よろしくお願い致します。

ニコニコBOX	1件	10,000円
	累計	24,000円

募金箱	3,824円
累計	74,939円

宮崎南ロータリークラブ

事務局 〒880-0806 宮崎市広島1丁目3-3秀豊ビル4階
TEL.0985-22-6767 FAX.0985-22-9170
HP : <http://mm-rc.sakura.ne.jp/> e-mail : m.m-rc@alto.ocn.ne.jp

例会場宮崎観光ホテル(毎週月曜日12:30~13:30開催)
〒880-8512宮崎市松山1-1-1
TEL.0985-27-1212